

# 天理市体育施設 指定管理者募集要項

令和 8 年 7 月

天理市くらし文化部  
文化スポーツ振興課

## 目 次

<b>1. 指定管理者募集の目的</b> . . . . .	1
<b>2. 体育施設の概要</b> . . . . .	1
(1) 体育施設の名称	
(2) 体育施設の所在地及び規模	
<b>3. 管理の条件</b> . . . . .	2
(1) 管理運営の基本方針	
(2) 指定の期間	
(3) 指定管理者が行う業務	
<b>4. 管理運営業務にかかる経費等</b> . . . . .	2
(1) 指定管理者の収入	
(2) 管理運営経費	
(3) 指定管理料の参考価格	
(4) 指定管理料の額及び支払方法	
(5) 経理の区分	
<b>5. 応募資格等</b> . . . . .	4
(1) 応募資格	
(2) 共同事業体での応募	
<b>6. 申請の手続き等</b> . . . . .	5
(1) 募集の開始	
(2) 現地説明会の開催	
(3) 参加表明書の提出	
(4) 質問事項への対応	
(5) 申請書類の提出	
<b>7. 応募に関する留意事項</b> . . . . .	7
(1) 接触の禁止	
(2) 応募の辞退	
(3) 提案内容変更の禁止	
(4) 虚偽の記載	
(5) 費用負担	
(6) 応募書類の取扱い	
(7) その他	
<b>8. 選定方法等</b> . . . . .	8
(1) 選定の方法	
(2) 選定基準	

- (3) 結果通知
- (4) 指定管理者の指定

<b>9. 協定の締結</b> . . . . .	9
<b>10. 業務の引継ぎ</b> . . . . .	9
(1) 指定管理開始時の業務の引継ぎ	
(2) 指定管理終了時の業務の引継ぎ	
<b>11. 募集、選定等のスケジュール</b> . . . . .	9
<b>12. 市と指定管理者とのリスク分担</b> . . . . .	10
<b>13. その他</b> . . . . .	11
(1) 管理業務の継続が困難となった場合の措置等	
(2) 協定が締結できない場合	
(3) 環境対策	
(4) その他業務の実施条件	

担当課 天理市くらし文化部文化スポーツ振興課  
〒632-8555 天理市川原城町605番地  
電 話 0743-63-1001 内線 568・552  
F A X 0743-62-0100  
電子メール [taiikushisetsushitei@city.tenri.nara.jp](mailto:taiikushisetsushitei@city.tenri.nara.jp)

## 1. 指定管理者募集の目的

天理市（以下「市」という。）では、地方自治法第244条の2第3項に基づき、天理市体育施設（以下「体育施設」という。）について、指定管理者による管理運営を行ってきましたが、現在の指定期間による管理運営が、令和9年3月31日に満了を迎えることから、引き続いて指定管理者による管理運営を行うため、令和9年4月1日から体育施設の管理運営を行う指定管理者を募集します。

応募に当たっては、指定管理者制度の趣旨や体育施設の設置目的等を踏まえ、本要項に定めるもののほか、次の法令、条例、規則等（以下「法令等」という。）をご確認のうえ、ご応募ください。なお、本要項は募集に関する基本的な事項を記載しており、詳細な業務内容等については、別紙「天理市体育施設指定管理者業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

- ・地方自治法（以下「法」という。）
- ・地方自治法施行令（以下「施行令」という。）
- ・天理市体育施設条例（以下「体育施設条例」という。）
- ・天理市体育施設条例施行規則
- ・天理市都市公園条例（以下「都市公園条例」という。）
- ・天理市情報公開条例（「公開条例」という。）
- ・天理市個人情報情報の保護に関する法律施行条例（以下「保護条例」という。）
- ・労働基準法、その他労働関係法令
- ・天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
- ・天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則
- ・消防法、電気事業法、その他設備維持、設備保守点検に関する法令
- ・その他、体育施設等を管理運営するための業務に適用される法令等

## 2. 体育施設の概要

### (1) 体育施設の名称

指定管理者を募集する体育施設は体育施設条例第2条に掲げる下記の全10施設（ア～コ）とし、対象施設の全てを一括管理するものとします。よって特定の体育施設のみのお応募は無効とします。

- ア. 奈良県天理健民運動場
- イ. 天理市白川ダム運動場（ゲートボール場を含む）
- ウ. 天理市二階堂運動場
- エ. 天理市福住運動場（庭球場を含む）
- オ. 天理市天理ダム運動場
- カ. 天理市立総合体育館
- キ. 天理市立二階堂体育館
- ク. 天理市立三島体育館
- ケ. 天理市立庭球場
- コ. 天理市グラウンド・ゴルフ場

### (2) 体育施設の所在地及び規模

仕様書に記載しています。

### 3. 管理の条件

#### (1) 管理運営の基本方針

体育施設を管理運営するにあたり、次に掲げる項目に沿って行ってください。

- ① 市民のニーズを常に把握し、質の高いサービスの提供を図ること。
- ② 「天理市第6次総合計画」を参考に、市が目指すべき目標を達成するため、その目標に向けた指定管理者独自の強みを活かした魅力ある提案をすること。
- ③ 市民のスポーツ及びレクリエーション等の振興を図り、心身の健全な発達に寄与するため、適切に管理運営を行うこと。
- ④ 体育施設の設置目的（体育施設条例第1条）を達成するため、市及び市民等の利用に支障がない範囲で、自主事業を積極的に提案・実施すること。
- ⑤ 特定の個人、団体及びグループ等に対し、有利あるいは不利にならないよう管理運営を行うこと。
- ⑥ 管理責任者は常駐するものとし、体育施設の運営にあたり必要な能力、資格を有する職員を適切に配置すること。
- ⑦ 体育施設の保全を常に行い、安全安心かつ快適で質の高い施設の提供を行うこと。
- ⑧ 体育施設の効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の削減に努めること。
- ⑨ 個人情報については適切な管理体制のもと管理を行うこと。
- ⑩ ごみの削減、省エネルギー、CO<sub>2</sub>削減等環境に配慮した運営を行うこと。
- ⑪ 近隣住民や各種スポーツ団体等と良好な関係を維持すること。

#### (2) 指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

#### (3) 指定管理者が行う業務

- ① 利用の許可等に関する業務
- ② 利用料金の徴収等に関する業務
- ③ 施設等の利用に関する業務
- ④ 施設等の維持管理及び修繕に関する業務
- ⑤ 利用者サービスに関する業務
- ⑥ 緊急時の対応に関する業務
- ⑦ 報告、調査等に関する業務
- ⑧ 自己評価に関する業務
- ⑨ その他、施設の管理運営に必要と認められる業務

### 4. 管理運営業務にかかる経費等

#### (1) 指定管理者の収入

- ① 指定管理料
- ② 利用料金収入
- ③ 自主事業収入
- ④ その他の収入

#### (2) 管理運営経費

- ① 人件費

- ② 維持管理費（事務費・修繕料・光熱水費・保険料等）
- ③ その他の経費

### （3）指定管理料の参考価格

指定管理料は応募者からの提案によるものとします。ただし参考価格は、以下のとおりとなります。

	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	総額
参考価格	49,931,000円	51,227,000円	52,559,000円	53,906,000円	55,288,000円	262,911,000円

（消費税等含む）

なお、年度ごとに参考価格が異なるのは、人件費の改定見込み及び光熱水費等の物価変動を各年度に反映したためです。各年度の参考価格は応募者が事業計画を策定するうえでの目安として設定しているものであり、応募者は自らの収支計画に基づき、各年度の指定管理料を提案してください。上記の各年度の参考価格を超える提案書を提出された場合は失格とします。

消費税については税率を10%として計算してください。なお、指定期間中に消費税率の改定があった場合は、税率改定分の指定管理料の変更を行います。

※令和8年度に市立総合体育館主競技場及びサブ競技場の照明をLED化する予定となっていることから、令和9年度以降の当該施設の光熱費については、各年度の物価変動を加味した費用に、LED化により削減される費用として20%を削減し計上している。

### （4）指定管理料の額及び支払方法

指定管理料の額及び支払方法は、指定管理者が提出した事業計画書、収支予算書をもとに予算の範囲内で会計年度ごとに協定書で定めます。

指定管理料は原則精算しないものとします。例外として、指定管理料のうち修繕費及び長柄運動公園内の高木剪定等費（以下、「修繕費等」）については、毎年度末に精算のうえ、余剰金があれば市に返還していただきます。ただし、市と協議のうえ承認を得たときは、当該差額を翌事業年度の修繕費等に充当することができます。最終年度において、修繕費等の5ヵ年分を超えていない場合は差額分を返還いただきます。

修繕費は各年度とも以下のとおりとし、指定管理料に含めて提案してください。

	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	総額
修繕費	4,511,000円	4,601,000円	4,694,000円	4,787,000円	4,883,000円	23,476,000円

（消費税等含む）

また、長柄運動公園内の高木剪定等費は、各年度ともに550千円（消費税等含む。5年総額2,750千円）として指定管理料に含めて提案してください。これは公園内の環境を良好に保つことはもちろんのこと、近隣の住宅や施設等に悪影響を及ぼさないよう適切に長柄運動公園内の高木を剪定等するための費用です。こちらについては年度毎に市と協議を行いながら剪定など行う箇所の計画をたててください。

なお、各年度の修繕及び高木剪定等実施後の執行額が、上記に定める額を超過した場合においても、指定管理料の変更は行いません。ただし、特段の事情がある場合は、市と協議できるものとします。

#### (5) 経理の区分

指定管理料の対象となる業務、自主事業としての業務及びその他の団体の業務に係る経理は、それぞれ明確に区分して整理してください。

### 5. 応募資格等

#### (1) 応募資格

下記に掲げる要件をすべて満たす法人及びその他の団体（以下「団体という。」）が応募できるものとし、個人での応募はできません。

複数の団体が共同事業体を構成して応募することも可能とします。

- ① 指定申請書提出期限の日において、市の指名停止を受けている法人でないこと、または市の指名停止措置要件に該当すると認められる団体でないこと。
- ② 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ③ 施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ④ 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと及び民事再生法に基づき再生手続きの開始申立てをしていないこと。
- ⑤ 破産法に基づく破産手続き開始申し立てがなされていないこと及び開始決定がされていないこと。
- ⑥ 法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと、または取消しを受けた日から5年を経過していること。
- ⑦ 天理市長と天理警察署長で締結した「指定管理者の指定及び審議会等の委員の委嘱に係る暴力団等の介入の排除に関する合意書」（平成24年3月6日）に規定する欠格事由に該当する下記の団体でないこと。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である法人等

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が実質的に関与している法人等

ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人等

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している法人等

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

カ 暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

※上記⑦に掲げる欠格条項を確認するため警察へ氏名、フリガナ、住所、生年月日の情報を提供します。そのため、情報提供について、応募団体（共同事業体の場合は代表団体及び全ての構成団体）の全役員に同意していただきます。

- ⑧ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項 第1号の規定に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過していない団体、又はその代表者でないこと。
- ⑨ 天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例8条に規定する団体でないこと。

## (2) 共同事業体での応募

- ① 共同事業体を構成して応募する場合は、代表団体及び構成団体を定めてください。代表団体及び構成団体は、上記「(1) 応募資格」の要件をすべて満たすものであることとします。
- ② 代表団体及び構成団体は、単独または他の共同事業体の構成員として同一施設の指定管理者に重ねては応募できません。
- ③ 代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。ただし、構成団体について、倒産や解散等特殊な事情が認められ、かつ審査の公平性及び業務遂行上の支障がないと市が判断したときには変更を認める場合があります。

## 6. 申請の手続き等

### (1) 募集の開始

市のホームページに掲載し周知します。  
募集要項等も配信しますのでダウンロードしてください。  
(所管課での用紙配布は行いません。)

- ・天理市ウェブサイト <http://www.city.tenri.nara.jp/>

### (2) 現地説明会の開催

応募を希望する団体は、必ず現地説明会に参加してください。現地説明会に不参加の場合は応募することができません。

- ・開催日時 令和8年7月14日(火) 午後2時  
(注) 応募者多数(8社以上)となった場合は二部制(第一部 午前10時、第二部 午後2時)で行います。その際はこちらで応募順により割当てさせていただきます、参加時刻についてご連絡いたしますので、よろしくお願ひします。
- ・開催場所 天理市立総合体育館 2階選手控室
- ・参加人数 各団体2名以内(共同事業体で応募の場合は各団体で2名以内)
- ・申込方法 現地説明会参加申込書【様式1】に必要事項を記入のうえ、電子メールで送信し、必ず着信確認の連絡をしてください。
  - ・送信先メール [taikushisetsushitei@city.tenri.nara.jp](mailto:taikushisetsushitei@city.tenri.nara.jp)
  - ・電話 0743-63-1001 (内線568、552)
- ・申込期間 令和8年7月6日(月)から令和8年7月9日(木)  
毎日午前9時～午後5時
- ・その他 募集要項及び仕様書は配布しませんので持参してください。

天理市立総合体育館以外の施設見学も予定していますので、各自お車でお越しください。施設の見学は、施設利用者に支障のない範囲での実施となります。

### (3) 参加表明書の提出

応募をする団体は必ず「参加表明書」を提出してください。なお、共同事業体での応募を予定する場合は、代表団体が表明することとします。

#### ・提出書類

「別添1 参加表明書提出書類一覧表」に従いご準備ください。

ア. 参加表明書【様式3】

イ. 団体（又は共同事業体）概要

ウ. 定款、寄付行為、規則その他これらに関する書類

エ. 登記事項証明書（法人に限る）注1）

オ. 法人印鑑証明書（法人に限る）注1）

カ. 次の税目に係る納税証明書（直近3年度分）

- ・法人税
- ・法人都道府県税
- ・法人市町村民税
- ・消費税及び地方消費税
- ・法人事業税・地方法人特別税

キ. 団体の役員名簿【様式4】

ク. 共同事業体協定書兼委任状【様式5】

・提出期間 令和8年7月2日（木）から令和8年7月21日（火）まで  
毎日午前9時～午後5時まで（土、日、祝日は除く）

・提出方法 暮らし文化部文化スポーツ振興課（天理市川原城町605番地 天理市庁舎5階）へ提出書類を持参してください。（郵送不可）

注1 応募日の3ヶ月以内に発行されたもの。

注2 法人以外の場合は代表者の証明書

注3 提出書類は原則A4判で統一してください。

### (4) 質問事項への対応

募集内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

・受付期間 令和8年7月13日（月）から

令和8年7月17日（金）午後5時まで

・受付方法 質問書【様式2】にて電子メールで送信し、必ず着信確認の連絡をしてください。

・送信先メール [taikushisetsushitei@city.tenri.nara.jp](mailto:taikushisetsushitei@city.tenri.nara.jp)

・連絡先 0743-63-1001（内線568、552）

・回答方法 令和8年7月29日（水）午後5時までに、受付したすべての質問とその回答を、前述のウェブサイト中の暮らし文化部文化スポーツ振興課のページに掲載します。

なお、回答にあたっては、質問をした団体名は公表しません。また、意見の表明と解されるもの、説明会で説明済みのもの、質問内容が不明瞭なもの等については回答しないことがあります。

(5) 申請書類の提出

・提出書類

「別添2 指定管理者指定申請提出書類一覧表」に従い必要部数（正本1部、副本8部）をご準備ください。

ア. 指定管理者指定申請書【様式6】

イ. 財務の状況及び事業の内容を明らかにすることのできる書類（直近3年度分）

ウ. 事業計画書【様式7】

エ. 施設管理に関する業務の収支予算書【様式8】

※それぞれインデックスを付けてファイルに綴じてください。（ホッチキス止めはしないこと。）

・申請の受付期間

令和8年8月3日（月）から令和8年8月14日（金）

毎日午前9時～午後5時まで（土、日、祝日は除く）

・申請の受付場所

くらし文化部文化スポーツ振興課（天理市川原城町605番地 天理市庁舎5階）へ提出書類を持参してください。（郵送不可）

## 7. 応募に関する留意事項

(1) 接触の禁止

この要項の公開日以降、現地説明会等、市が提供する機会等を除き、選定に関係する市職員等及び天理市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）委員に対して、本件提案に関する接触を禁じます。接触の事実が認められた場合は、失格となる場合があります。

(2) 応募の辞退

応募書類（参加表明書・申請書）の提出後に辞退する場合は、応募辞退届【任意様式】を提出してください。

・提出方法 電子メールで送信し、必ず着信確認の連絡をしてください。

・送信先メール [taiikushisetsushitei@city.tenri.nara.jp](mailto:taiikushisetsushitei@city.tenri.nara.jp)

・連絡先 0743-63-1001（内線568、552）

(3) 提案内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

(4) 虚偽の記載

応募書類に虚偽の記載があった場合、その応募は無効とします。

(5) 費用負担

応募に関して必要となる費用は全て応募者の負担とします。

(6) 応募書類の取扱い

① 応募書類は理由の如何を問わず返却しません。

- ② 応募書類は選定委員会で審議されるほか、議会における審議で使用される場合があります。
- ③ 応募書類は個人情報に関する情報を除き、情報公開の対象になります。

(7) その他

- ① 市が提供する資料を応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。
- ② 市が必要と認めるときは、追加資料の提出を求める場合があります。

## 8. 選定方法等

(1) 選定の方法

指定候補者の選定は、選定委員会による選定結果に基づいて市長が行います。

選定委員会は、次の(2)に掲げる基準に照らして書類審査及び面接審査(プレゼンテーション)を行い、指定候補者を選定するとともに次点者の選定を行います。

なお、4団体以上からの応募があった場合は、各応募者より提出された書類について選定委員会が書類審査を実施し、最終の面接審査(プレゼンテーション)の審査対象を3団体に絞ることとします。

※選定委員会の会議は非公開とします。

(2) 選定基準

- ア. 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られること。
- イ. 施設を有効に活用し、利用度を向上させるものであること。
- ウ. 施設の適切な維持管理及び管理経費の縮減が図られること。
- エ. 施設の管理を適切かつ確実に実施するために必要な人員、資産その他の経営の規模及び能力を有している、または確保できる見込みがあること。
- オ. 既存事業の継承、地域や地元団体等と連携した事業、本市の地域性等を活かした事業が積極的に提案されていること。
- カ. 管理運営経費や事業経費の計画に対する収支計画が妥当であり、実施可能であること。
- キ. その他、団体等独自の提案がなされていること。

なお、選考基準や評価項目、配点については、別紙「天理市体育施設指定管理者選定審査基準表」をご参照下さい。

(3) 結果通知

書面にて各審査を受審した申請者に郵送で通知します。

- ① 書類審査の結果通知(応募者4社以上の場合)  
通知日時 令和8年9月中旬頃(予定)  
※書類審査及び面接審査を受審することとなった申請者には、審査の開催通知も同封します。
- ② 面接審査の結果通知  
通知日時 令和8年10月中旬頃(予定)

(4) 指定管理者の指定

指定管理者の候補者を、市議会の議決を経て指定管理者に指定します。ただし、市議会の議決が得られなかった場合は指定しません。

## 9. 協定の締結

指定管理者に指定された団体は、指定期間中の包括的な事項を定めた基本協定を市と締結し、細目の協議を行い実施事項及び指定管理料を定めた年度協定を締結します。

## 10. 業務の引継ぎ

### (1) 指定管理開始時の業務の引継ぎ

新たな指定管理者は、指定管理を開始するまでの期間内に、市や現指定管理者、関係機関等と円滑に引継業務を行わなければなりません。引継業務の内容は概ね次のとおりですが、詳細については別途協議することとします。なお、業務の引継ぎに要する経費については新たな指定管理者の負担とします。引継ぎの時期は、本協定書締結後の1月から3月の間で、新たな指定管理者が必要とする期間です。

- ① 現指定管理者からの引継業務
- ② 市との連絡、調整業務
- ③ その他必要な業務

### (2) 指定管理終了時の業務の引継ぎ

指定管理者は、指定期間終了時に、次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるように、引継ぎを行うこととします。

## 11. 募集、選定等のスケジュール

内容	日時
参加表明書の提出期間	令和8年7月2日(木)～7月21日(火)
現地説明会申込期間	令和8年7月6日(月)～7月9日(木)
現地説明会	令和8年7月14日(火)午後2時 ※参加者多数の場合は、第一部午前10時、第二部午後2時
質問の受付	令和8年7月13日(月)～ 令和8年7月17日(金)午後5時まで
質問の回答	令和8年7月29日(水)午後5時まで
申請書の提出期間	令和8年8月3日(月)～8月14日(金)
書類審査(応募者多数の場合)	令和8年9月中旬(予定)
書類審査の結果通知	令和8年9月中旬(予定)
面接審査	令和8年9月下旬～10月上旬(予定)
面接審査の結果通知	令和8年10月中旬頃(予定)
仮協定書(基本協定)の締結	令和8年10月下旬
市議会の議決	令和8年12月定例市議会
本協定書(基本協定)の締結	令和8年12月下旬
現指定管理者との業務の引継ぎ	令和9年1月～3月
指定管理業務の開始	令和9年4月1日

※審査の日程は後日ご連絡いたします。

## 12. 市と指定管理者とのリスク分担

市と指定管理者のリスク分担は、次の表のとおりとします。ただし、表に定める事項で疑義がある場合または表に定めのないリスクが生じた場合は、市と指定管理者が協議の上、リスク分担を決定するものとします。

種 類	内 容	負 担	
		市	指定管理者
物価変動	物価変動に伴う人件費、物品費、光熱水費等の経費の増		○
	ただし、年度別参考価格の策定時に想定した水準を著しく超える物価変動が生じ、施設の管理運営に重大な影響を及ぼす場合	協 議	
金利変動	金利変動に伴う経費の増		○
消費税率変動	消費税率変動に伴う消費税額の増	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	協 議	
不可抗力	天災、感染症の拡大等、市若しくは指定管理者のいずれにも責を帰すことのできない自然的または人為的な現象による施設設備の修復に伴う経費の増加及び事業履行不能等に伴う経費	協 議	
	不可抗力による事故時の適切な処理		○
需要の変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
運営リスク	施設、機器の不備または火災等の事故による臨時休業に伴うリスク	協 議	
	管理上の瑕疵による臨時休業に伴うリスク		○
書類の誤り	仕様書等市が提示した書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書、収支予算書等指定管理者が提示した内容の誤りによるもの		○
資金調達	運営上必要な初期投資、運営資金の確保		○
備品の損傷	既存備品が経年劣化により損傷した場合	必ず実施しなければならない業務に係るもの	○
		自主事業に係るもの	○
	備品が指定管理者の瑕疵により損傷した場合		○
利用者及び第三者への賠償	市の責任に帰すべき理由による事故により第三者に与えた損害	○	
	指定管理者が行う管理に起因する事故により第三者に与えた損害		○
	上記以外の理由（責任の所在が不明確な場合等）により損害を与えた場合	協 議	
地域住民及び施設利用者等	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの苦情、訴訟、要望への対応		○

の苦情対応	上記以外の場合		○
政治・行政的理由による事業変更	政治・行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、または業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費において当該理由により経費が増加する場合		○
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生の場合		○
事業終了時の経費	指定管理期間が終了した場合または期間中途において業務の継続が困難となった場合における事業者の撤収費用		○
施設・設備の損傷等	経年劣化によるものまたは第三者の行為により生じたもので相手方が特定できないもの	1件当たり50万円未満の修繕費	○
		1件当たり50万円以上の修繕費	○
	指定管理者が施設の利用促進のために自主的に行う修繕等		○

### 13. その他

#### (1) 管理業務の継続が困難となった場合の措置等

##### ① 指定管理者の責に帰すべき事由による場合

指定管理者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合、市は、指定管理者の指定を取り消す等の措置を行うものとします。この場合、市に生じた損害は指定管理者が市に賠償するものとします。また、指定管理者は、市または次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運營業務を遂行できるように引継ぎを行うものとします。

##### ② 市及び指定管理者の責に帰すことのできない事由による場合

自然災害その他の不可抗力等、市及び指定管理者双方の責に帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合、事業継続の可否について協議を行うものとします。

なお、市長の定める期間内に協議が整わない場合は、市は指定管理者との協定を解除できるものとします。また、指定管理者は、市または次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運營業務を遂行できるように引継ぎを行うものとします。

#### (2) 協定が締結できない場合

指定管理者の候補者が、協定締結までに次に掲げる事項に該当すると認められた場合は、市は協定を締結しないことがあります。なお、この場合において、協定締結までに要した費用は、すべて指定管理者の候補者の負担とします。

- ① 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- ② 財務状況の悪化等により、本事業の業務の履行が確実でないと認められるとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

#### (3) 環境対策

市の環境施策を尊重し、省エネルギー、省資源の推進など積極的な取組を行い、環境施策の調査に協力すること。

(4) その他業務の実施条件

その他業務の実施条件、業務の実施、緊急時の対応、指定又は指定取り消し等に係る具体的な取扱いや細目的な取り決めについては、協定で定めるものとします。